

海上自衛隊長浦・新井地区

対象防衛関係施設 の所在地	神奈川県横須賀市	長浦町一丁目千五百五十五番二先
対象防衛関係施設 の区域	神奈川県横須賀市	長浦町一丁目及び吉倉町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	神奈川県横須賀市	安針台、浦郷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、汐入町一丁目、二丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田浦泉町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）、長浦町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、西逸見町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、東逸見町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船越町七丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに吉倉町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分八秒の点</li> <li>二 北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十八分十三秒の点</li> <li>三 北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十八分二十秒の点</li> <li>四 北緯三十五度十八分十八秒、東経百三十九度三十八分五十八秒の点</li> <li>五 北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十九分二十三秒の点</li> <li>六 北緯三十五度十七分三十三秒、東経百三十九度三十九分四十一秒の点</li> <li>七 北緯三十五度十七分三十秒、東経百三十九度三十九分四十四秒の点</li> <li>八 北緯三十五度十七分十一秒、東経百三十九度三十九分四十三秒の点</li> <li>九 北緯三十五度十七分七秒、東経百三十九度三十九分三十</li> </ul>

		<p>七秒の点  十 北緯三十五度十七分〇秒、東経百三十九度三十九分三十六秒の点</p>
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</li> <li>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</li> <li>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</li> <li>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</li> </ul>		

# 海上自衛隊長浦・新井地区周辺地域 (神奈川県横須賀市長浦町1丁目1555番2先)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

